

- 主 文
一 本件抗告を棄却する。
二 抗告費用は抗告人の負担とする。
理 由

一 抗告の趣旨

1 前橋地方裁判所平成二年（行力）第一号抗告受理事件について、同裁判所が平成二年三月二二日にした決定（以下「再度の考案による決定」という。）を取り消す。

2 群馬県伊勢崎市議会議員 A 解職請求署名簿の署名の効力に関し、抗告人からした異議申立について、相手方が平成元年一月一九日付でした異議棄却決定に基づく手続の続行は、前橋地方裁判所平成元年（行ウ）第一号解職請求者署名の署名の効力に関する異議棄却決定取消等請求事件の判決確定に至るまでこれを停止する。

3 申立費用及び本件手続費用は全部相手方の負担とする。

二 抗告の理由（省略）

三 当裁判所の判断

〈要旨〉1 普通地方公共団体の議会の議員に対する解職請求についての署名簿の署名の効力に関する争訟（地方自治法八〇条四項、七四条の二第八項）は、署名簿の有効署名の総数が解職請求に必要な法定数に達するかどうかの確定を目的とするものではなく、個々の署名の効力の確定を目的とするものであるから、その審理の対象は個々の署名の効力の有無であつて、署名簿の有効署名の総数が解職請求に必要な法定数に達するかどうかではない。したがって、解職請求についての署名簿の署名の効力に関する争訟を本案とする執行停止の申立てにおいて、単に有効署名者の総数が解職請求に必要な法定数を超えるからといって、「本案について理由がない」ということはできない。

2 ところで、相手方（伊勢崎市選挙管理委員会）が有効とした抗告人に対する解職請求についての署名簿の署名中に、署名簿の署名に関する争訟において無効とされるべきものが多数あつて、その有効署名の総数が解職請求に必要な法定数を欠き、本来抗告人の伊勢崎市議会議員解職投票を行うことが許されないにもかかわらず、これが行われる場合には、その結果いかんによっては抗告人が伊勢崎市議会議員としての地位を失うおそれがあり、仮に後日本案の訴訟において勝訴したとしても、抗告人は回復の困難な損害を被ることになるものと一応考えられる。しかしながら、もし仮に本案における署名簿の署名の効力の確定の結果、有効署名の総数が法定数を上回る場合には、結局解職投票の行われることを妨げることができず、右の損害を被ることを免れることはできないのであるから、抗告人としては、本件執行停止申立事件において、相手方が有効とした署名が本案において無効とされ、その結果有効署名の総数が法定数を欠くことになるのが明らかであることを疎明しない限り、回復の困難な損害を避けるための必要性があるということとはできず、執行停止の要件を欠くものというべきである。

3 そこで、右の見地から本件執行停止申立てについて検討する。

一件記録によれば、伊勢崎市において選挙権を有する者の総数は、八万二五五一名で、市議会議員の解職請求に必要な法定署名数は二万七五一七名であり、相手方が有効と判断した署名数は三万二三二四名であるから、本案において四八〇八名以上の署名が無効とされれば、抗告人の解職請求に必要な法定署名数を欠くことになるものと認められる。

抗告人は、相手方が有効と判断した署名について、「1」署名年月日、生年月日、住所等署名の要件を欠くために無効とされるべき者四一三名（意見書その1及びその2において、四一四名とするも、意見書その2添付一覧表（28）の小計一名を一四名と違算したことによる誤記と認める。）の署名、「2」署名の内容が不実であつて無効とされるべき者三四名（意見書その3）の署名、「3」明らかに同一筆跡署名であつて無効とされるべき者二四六名（意見書その1及びその7において、二五〇名とするも、意見書その7添付一覧表五枚目の小計五名を九名と違算したことによる誤記と認める。）の署名、「4」相手方が有効と判定した署名の義人のうち二万九四九五名に対し往復はがきをもって照会して得た四七〇六通の回答により明らかとなった、第三者収集のため無効とされるべき者六九六名（意見書その5）及び偽造により無効とされるべき者三三一名（意見書その6）の各署名を基礎として、右照会者のうちから不着数を除いた二万九二五四名中に存在すると推定される第三者収集により無効とされるべき者四三二六名及び偽造により無効とさ

